

#### 第4条(適正処理に必要な情報の提供)

- 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、「委託業務の内容」の適正処理に必要な情報の欄に記入し、丙に通知にしなければならない。
- 甲は、「委託業務の内容」の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データーシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)を参考に、書面にて提供しなければならない。
- 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙又は丙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。  
なお、乙又は丙の業務及び処理方法に支障を生ずる恐れがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙又は丙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上、定めることとする。
- 甲が丙に委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。)が含まれる場合には、その旨を「委託業務の内容」の適正処理に必要な情報欄に記入すること。

#### 第5条(再委託の禁止)

乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

#### 第6条(委託業務の管理)

- 甲、乙及び丙は産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストを用いて業務を管理する。
- 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。
- 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、マニフェスト又は電子マニフェストによる報告をすることでこれに替えることができる。

#### 第7条(業務の調査)

- 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
- 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めるができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

#### 第8条(権利義務の譲渡等)

乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 第9条(損害の賠償)

- 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲がこれを負担するものとする。
- 業務の遂行に際し乙又は丙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙又は丙にその損害を賠償する。

#### 第10条(業務の一時停止)

- 乙又は丙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 甲は乙又は丙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第11条(機密保持)

甲、乙又は丙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならぬ。

#### 第12条(内容の変更)

甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜き)または委託期間を変更するとき、又は予定量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第4条第3項、第10条の場合も同様とする。

#### 第13条(契約の解除)

- 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、本契約を解除することができる。
- 甲、乙又は丙は、相手方が個人・団体を問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 甲、乙又は丙から契約を解除した場合においては、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は丙及び甲は次の処置を講じなければならない。
  - 乙又は丙の義務違反により甲が解除した場合
    - 乙又は丙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく乙又は丙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬もしくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
    - 乙又は丙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙又は丙にないときは、乙又は丙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
    - 上記の場合、甲は当該業者に対し、差し当たり甲の費用をもって、乙又は丙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処分又はその両方を行わしめるものとし、乙又は丙に対して甲が負担した費用の償還を請求することができる。
  - 甲の義務違反により乙又は丙が解除した場合
    - 乙又は丙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙又は丙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙又は丙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 第14条(協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙又は丙が誠意をもって協議しそれを取り決めるものとする。

#### 協議事項

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数



※印紙額は裏面参照

## 産業廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

◎それぞれ実践で結ぶ。

### 契約区分(収集運搬用 処分用・収集運搬及び処分用)

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙はおのの記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

事業者  
(甲)  
住 所  
名 称  
代 表 者

(以下甲という)

収集運搬会社  
(乙)  
住 所  
名 称  
代 表 者

(以下乙という)

許可番号 第 号

許可品目 (産業廃棄物)がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、  
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、その他( )

許可車両( )台

住 所 留萌市大字留萌村字カモイワ497番地9

名 称 株式会社 産業廃棄物処理センター

代 表 者 代表取締役 石塚 辰介

(以下丙という)

許可番号 第 00140010596号

許可区分 中間処理 最終処分

許可品目 (産業廃棄物)がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、  
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くす、その他( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分又は収集運搬及び処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に進行ため、本契約書、産業廃棄物処理委託契約書及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 産業廃棄物処理委託契約書

### 第1条(法の遵守)

甲、乙及び丙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

### 第2条(委託内容)

- 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
  - 乙は、産業廃棄物処理委託契約書(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
  - 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 第3条(処理料金)
- 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する料金については、「委託業務の内容」の表にて定める単価(税抜)に基づき算出する。
  - 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化及び第4条第3項、第10条等により不相当となったときは、甲と乙又は甲と丙双方の協議の上、これを改定することができる。
  - 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する料金についての消費税等は、甲が負担する。
  - 現金支払いとする。
  - 甲は、乙又は丙からの業務終了報告書を受け取った後、乙又は丙に処理業務に対する料金を支払う。
  - 前項の定めに拘わらず、別途、具体的な支払い方法がある場合はそれに従う。

